



長崎大学(日本国長崎市)と  
ガブリエル・ルイ・モレノ自治大学(ボリビア多民族国サンタクルス州)との間の  
機関間協力に関する仲絆み協定

目次

- 両機関は、両者の外交、技術、インテリジェンス、文化情報の交換等の行為において、既存協力がそれらの活動のより良いパフォーマンス、社会的・学術的発展のため、双方に貢献できると考えている。
- 両者は、その本質、目的、目標から、科学的・文化的情報の交換を可能にする交流機関を持つ機関である。
- 以上のことから、両機関は、学術的および科学的なつながりを深めることを希望であると考え、そのための適切な手段を確立する。

そして、上記目的のため、両者は、以下条項に従って、学術、科学、技術、インテリジェンス及び文化協力のための仲絆み協定を締結することを決定する:

#### 第1条:当事者について

1.1. 長崎大学(以下「長崎大学」)は、黒更番寺 852-8521 日本国長崎県長崎市文教町 1-14 に所在し、法により学長 河野英一(カハシイチ) [TK9687996] により代表される。

1.2. ガブリエル・ルイ・モレノ自治大学は、1879 年 12 月 15 日に制定された最高法令によって設立され、ボリビア多民族国サンタクルス・デ・ラ・エスカル University Campus の事務本部 (UV-13, 2nd Ring Av. February 26 between Av. Hernando Sanabria "Centenario", the entrance through Guatemala street.) に所位し、法により Dr. Reinerio Vargas Bunegas(成年で法的能力を有し、サンタクルスで発行された身分証明書 No. 3210350 を所有する。) が副学長として総長権限により代表する。両者は、2023 年 4 月 4 日付学長決議 132/2023 によりその役職を合法的に任命され、本協定における権限を有し、法律により付けられた権限に基づき、以下の UAGRM と称する。

#### 第2条:背景及び法的枠組み

2023 年 4 月 11 日、長崎大学(日本国・長崎市)とガブリエル・ルイ・モレノ自治大学(ボリビア多民族国・サンタクルス州)の間で、連携仲組み協定が締結された。

Edif. Central Rectorado Administrativo  
Campus Universitario UV-13 2da. Anillo, Av. 26 de Febrero  
Celular (519-3) 72189349 E-mail: [centralrectorado.uva@uagrm.edu.bo](mailto:centralrectorado.uva@uagrm.edu.bo)

Casilla de Correo N° 702  
Santa Cruz de la Sierra - Bolivia

La firma de un convenio con distintas instituciones locales, nacionales e internacionales, a través de los objetivos y compromisos de las partes intervinientes, hace que la formación de la educación superior de la UAGRM, se formen profesionales a nivel pregrado y postgrado, se beneficie con programas de Cooperación Académica, Científica, Investigación, Innovación, Tecnología y Cultura; sea la mejor institución con calidad, excelencia y éxito para el desarrollo de la comunidad de Santa Cruz de la Sierra - Bolivia.



2.1. 長崎大学は、日本の国立大学で、主要キャンパスの所在地は長崎県長崎市文教町である。

1857年11月12日、オランダ軍の外科医であった Pompe van Meerdervoort 氏、オランダ語での医学カンファレンスを、松本良順医師やその他の医務官に対して開始した。この医学校は医学伝習書と呼ばれ、今日の長崎大学医学部及び長崎大学の歴史となっている。

長崎大学は、長崎に根ざした伝統文化の継承を通じた均衡のとれた社会の発展に貢献し、学生の豊かな創造性を養い、また、世界平和のために革新的な科学を発展させるものである。

### 長崎大学の基本的目標

その目標に到達するために長崎大学は、「長崎大学は、地域社会と共に発展しつづけ、世界に欠かせない情報の伝達拠点としての役割を果たし続ける」という基本目標のもと、教育と研究の個性化を推進している。

第3期中期目標期間(2016年～2022年)においては、本学の特色である感染症分野での貢献を基軸に、グローバルヘルスに貢献する大学としての役割を加速してきた。第4期中期目標期間(2022年～2028年)においては、グローバルヘルスに貢献する大学から、地球の健康、すなわち、プラネタリーヘルスに貢献する大学へと進化する。

21世紀になり、人間の活動に起因する、気候変動、真摯危機、生物多様性の減少、環境汚染、貧困、格差、パンデミックなどが益々深刻化している。これら現代の地域・環境が抱える諸課題は地球規模で重層化、多様化しており、これらが人間の福利や健康に影響を及ぼすことも明らかになってきている。長崎大学は、人類と地球の抱える多様で相互に連関する問題群の解決に向けて、学際的にその知を結集・創造し、国内外の諸機関等との連携をはかりつつ、プラネタリーヘルスの実現に貢献する世界的“プラネタリーヘルス”教育研究拠点となる。

2.1. ガブリエル・レネ・モレノ自治大学は、1879年12月15日に発効された最高法會によって設立され、ベニとサンタクルスからなるボリビア共和国の第4大学地区を構成する。1880年1月11日には、ボリビアのサンタクルス・デ・シエラ市に本部を置くことが宣言された。同大学は、高等教育を提供する州立機関として、公法に管理される合法的組織であり、ボリビアの憲法のもと、自治大学として学術・管理・財務・規範に関する部門を持つ。

Edif. Central Rectorado Administrativo  
Campus Universitario UV, 13 2do. Anillo, Av. 26 de febrero  
Celular (519-3) 72189349 E-mail: convenios\_rrii@uagrm.edu.bo

Caja de Correo N° 702  
Santa Cruz de la Sierra - Bolivia

La firma de un convenio con distintas instituciones locales, nacionales e internacionales, a través de los objetivos y compromisos de las partes intervinientes, hace que la formación de la educación superior de la UAGRM, se formen profesionales a nivel pregrado y postgrado, se beneficien con Programas de Cooperación Académica, Científica, Investigación, Innovación, Tecnológica y Cultural, sea la mejor institución con calidad, excelencia y éxito para el desarrollo de la comunidad de Santa Cruz de la Sierra - Bolivia.

B





### 大学の特長

サンタクルス・デ・ラ・シエラ市及びボリビアにおいてはラテンアメリカに貢献する UAGRM は科学知識の創造、優れた専門家の育成、技術移転、すべての人々の幸福のための社会的努力への積極的参加、文化の振興、今日のボリビアを構成する多様なアイデンティティの保護を通じて社会の発展に貢献する。「科学研究、技術、大学の拡張を通じて、社会と地域の持続可能な人間開発に貢献する目的で専門家を育てる」ことをミッションとしている。

サンタクルスに所在する同公立大学は、ボリビアの著名な思想家、歴史家、作家であるドン・ガブリエル・レネ・モレノの名を冠し、12 学部、6 総合学部、5 学術ユニット、6 大学本部からなり、65 の専門教育プログラムを提供している。そのうち、学部レベルでは 56 プログラム、高等専門教育レベルでは 9 プログラムが、様々な分野において、対面方式と遠隔方式で提供されている。また、25 の研究センター、1,800 人以上の教員と 1,500 人以上の事務職員が在籍し、教室では約 115,000 人の学生が教育を受けている。このように、学問的な教育のみならず、研究や社会的な交流活動も、独自の財源、炭化水素税、国際協力により推進されている。現在、UAGRM はサンタクルス県における高等教育の主要な模範となっている。

UAGRM は、学術的、社会的、文化的に关心のある事象を十分に理解することを目的とし、自由な発想、批判的、分析的な感覚を持ち、社会に有用な学部及び大学院レベルの専門家を育成することを目的としている。

UAGRM は、高等教育を構成するすべての要素の適切な発展を確実にし、教育の質を引き続き向上させることに対する責任がある。

UAGRM は、社会貢献及び社会連携は、コースやワークショップ、その他の介入による研究、助言、研修等によって職業訓練を保管する手段である。大学及びその文化的な拡大はボリビアの様々な地域や県での多様な社会的 requirement に対応することを目的としたものである。

### 法的枠組み

本協定は、ボリビア多民族国政治憲法第 92 条に規定される規範に含まれるほか、ボリビア大学組織憲章第 5 条および第 6 条に規定される規範、ならびに UAGRM で有効な協定締結のための内部規則の決議 Rec. 473-2011(UAGRM で施行されている協定締結のための内部規則)で定められたものである。

Edif. Central Rectorado Administrativo  
Campus Universitario UV, 13 2do. Anillo, Av. 26 de febrero  
Celular (519-3) 72189349 E-mail: [convenios\\_rrii@uagrm.edu.bo](mailto:convenios_rrii@uagrm.edu.bo)

Castilla de Correa N° 702  
Santa Cruz de la Sierra - Bolivia

**La firma de un convenio con distintas instituciones locales, nacionales e internacionales, a través de los objetivos y compromisos de las partes intervinientes, hace que la formación de la educación superior de la UAGRM, se formen profesionales a nivel pregrado y postgrado, se beneficien con Programas de Cooperación Académica, Científica, Investigación, Innovación, Tecnológica y Cultural, sea la mejor institución con calidad, excelencia y éxito para el desarrollo de la comunidad de Santa Cruz de la Sierra - Bolivia.**

6

3



本協定は、日本国国立大学法人法(2003年)第22条に規定される規範、および国立大学法人長崎大学基本規則(2004年)第4条および第12条に規定される規範に含まれる。

### 約因

UAGRMと長崎大学は、相互の利益のために、教員の交換、共同学術研究プロジェクトの開発、及び相互の関心分野におけるその他の学術交流イニシアティブを通じて、協力活動を確立することを希望する。

### 同意

#### 第3条:協定の目的

UAGRMと長崎大学は、両国の学術・文化交流の促進、社会・人文学科、自然科学、精密科学、経済・会計学の分野における国際協力、ラテンアメリカの統合プロセスの枠組みにおける知識構築経験の開発などに取り組んでいます。

#### 第4条:各当事者の責任及び/または貢献

各当事者の地域に存在する法令に従い、UAGRMと長崎大学は以下の協力形態を実現するために努力する。

- A) 学部学生及び大学院学生の交換による専門教育の向上
- B) 教員の交換及び教育への参加
- C) 共同研究の実施
- D) 共同のシンポジウム、会議、出版その他、連携による活動
- E) UAGRMと長崎大学は、本協定の目的に資する限りにおいて、合意した活動への他大学の研究者の参加を奨励する。

##### 4.1. 教員の交換

一方の機関の教員は、他方の機関の客員教授として招聘されることがある。招へい教授は、両機関が事前に合意したとおり、教育への参加、講義の提供、コンサルタント、研究活動を行うことができる。学術関係者の派遣を促進するため、国内外の学術交流プログラムの支援を利用する。

Edif. Central Rectorado Administrativo  
Campus Universitario UV. 13 2do. Anillo, Av. 26 de febrero  
Celular (519-3) 72189349 E-mail: [convenios\\_rrii@uagrm.edu.bo](mailto:convenios_rrii@uagrm.edu.bo)

Casilla de Correo N° 702  
Santa Cruz de la Sierra - Bolivia

La firma de un convenio con distintas instituciones locales, nacionales e internacionales, a través de los objetivos y compromisos de las partes intervinientes, hace que la formación de la educación superior de la UAGRM, se formen profesionales a nivel pregrado y postgrado, se beneficien con Programas de Cooperación Académica, Científica, Investigación, Innovación, Tecnológica y Cultural, sea la mejor institución con calidad, excelencia y éxito para el desarrollo de la comunidad de Santa Cruz de la Sierra - Bolivia.

6



### 第6条：協同研究の実施

両当事者は、相互に開拓する新分野を明示し、本協定共同研究を行なう外の開拓を明示し、その成果を相互に共有する。また、共同研究を行なう外の内容は、研究の又は企画の範囲（即ち、既に他の成果が公表された場合）、協力の目的に合致しない場合は、両当事者は、他の組織との連絡を確立並促進する。

### 第7条：財政

両当事者は、双方間の学術交流を成功させた約定、必要な資金が必要であることを認めた。UAGRMと長崎大学は共同で、本協定の調査、国内や国際機関に働きかけを行なう。同様に、両当事者は、事前に承認され、対応する資金が配分された協力活動のため支拂うこととする。

### 第8条：実施手順

調査委員会は、この協定に定められたすべての目的の遵守を確認し、その過程で生じる問題点である相違について、当事者への調整方式の提案を担当する。本協定に含まれる条項の解釈及び適用に起因して発生する疑義及び紛争は、当事者間の相互合意により解決する。調査委員会は適切と思われる頻度で開催する。

### 第9条：解消手順

本協定は、条項及び一般条件に違反があった場合、以下の解除事由に該当し、解除または終結する場合がある。

1. 本協定の目的が達成された場合、
2. 本協定で想定される条項、義務及び責任のいずれかに違反した場合、
3. 両当事者の一方の決定により、その満了前に、90日前に書面により他方に通知した場合
4. 当事者の法定代理人が署名した書面による、当事者間の相互の合意による場合

(3)





## 5. 不可抗力または正当に検証された偶発的な事象により、遵守が不可能となる場合

不可抗力とは、義務の履行を妨げる人為的な外的な予見不可能な不可抗力と理解される(例:火災、洪水、その他の自然災害)。

偶発的な事象とは、義務を履行しなければならない状況そのものに起因する、予見できず、やむを得ない、人間に起因する内的障害と理解される(例:民間人、ストライキ、封鎖、革命など)。

## 第8条:管理機構

### コーディネーターの指定について

本協定の実行を円滑にするため、本協定を指揮し、モニター機能を担当する責任者を指定し、以下のコーディネーターを指定する。

- ・UAGRM: 学術的法的代表としての総長 MSc. Vicente Remberto Cuellar Téllez
- ・長崎大学: 学長 河野 茂 MD. Ph.D.
- ・上記の者が調整委員会を構成する。

本協定を調整する責任者は、ある機関と他の大学がこの目的のために指定する機関との間で行われるすべての活動を監督し、当該機関に通知しなければならない。

両当事者は、両者間で行わなければならない連絡および/または通知は、以下の手順に従って書面で行われることに同意する。

8.1. 本条に記載された住所に提示または送付された書簡、簡易書簡または公証書簡を通じて。書簡は、受領印にある受領日またはファックスで送信された通知または連絡の場合、受領を電子的に確認した日とする。

8.2. 本協定に定めるすべての通知または連絡は、書面により、以下に示す住所またはファックス番号に、当事者から直接送付するか、確認済のファックス番号から送付しなければならない。

## 第9条:通知

Edif. Central Rectorado Administrativo  
Campus Universitario UV. 13 Zdo. Anillo, Av. 26 de febrero  
Celular (519-3) 72189349 E-mail: [convenios\\_rrii@uagrm.edu.bo](mailto:convenios_rrii@uagrm.edu.bo)

Casilla de Correo N° 702  
Santa Cruz de la Sierra - Bolivia

La firma de un convenio con distintas instituciones locales, nacionales e internacionales, a través de los objetivos y compromisos de las partes intervinientes, hace que la formación de la educación superior de la UAGRM, se formen profesionales a nivel pregrado y postgrado, se beneficien con Programas de Cooperación Académica, Científica, Investigación, Innovación, Tecnológica y Cultural, sea la mejor institución con calidad, excelencia y éxito para el desarrollo de la comunidad de Santa Cruz de la Sierra - Bolivia...



当事者に対して行わなければならない通知または告知は、以下の住所に送付されるものとする。

- By **NAGASAKI UNIVERSITY**, Internationalization Planning Division
- THE UNIVERSITY: Address: 1-14 Bunkyo-machi, Nagasaki City, Nagasaki  
Phone: +81 (0)95 819 2043  
Fax: +81 (0)95 819 2125  
Email: [kokuki@ml.nagasaki-u.ac.jp](mailto:kokuki@ml.nagasaki-u.ac.jp)

- By the UAGRM, the Rector's Offices and the RR.NN Department. And II.
  - THE UNIVERSITY: Address: Rector's Office - Administrative Building Located University Campus, UV 13 in the 2nd Ring (Av. February 26). Low level  
Box: No. 702  
Phone: 337-6320; 337-2898  
Fax: (591-3) 337-2256  
E-mail: [rectorado@uagrm.edu.bo](mailto:rectorado@uagrm.edu.bo)

Dept. RR.NN. and II. - Rectorate - Administrative Building Located University Campus, UV 13 in the 2nd Ring (Av. February 26), Floor 2  
Cell: (591-3) 72189349  
E-mail: [convenios\\_rrii@uagrm.edu.bo](mailto:convenios_rrii@uagrm.edu.bo) and [rr\\_ji@uagrm.edu.bo](mailto:rr_ji@uagrm.edu.bo)  
Santa Cruz-Bolivia.

## 第 10 条:本協定の性質

本協定の唯一の目的は、研究、革新、科学、文化及び教育と学習の他の技術分野における制度的発展を促進するために、人材の育成と訓練を目的として、計画的な方法と共通の利益の活動、非営利で開発する意志とコミットメントを表明することである。

## 第 11 条:本協定に基づき実施された成果の公表

本協定に基づき実施された行為の結果、商業的価値および／または知的財産権を有する製品が発生した場合、これらには、この問題に関する適用される国内法および UAGRM の契約締結のための内部規則の規定が適用される。

両機関は、本協定に基づき交換された情報を自由に使用することができる。ただし、両機関の一部がその使用または公表について制限または規定を設けている場合はこの限りではない。当該情報は、事前の書面による同意を得て、譲渡することができる。

(3)

Edif. Central Rectorado Administrativo  
Campus Universitario UV. 13 2do. Anillo, Av. 26 de febrero  
Celular (519-3) 72189349 E-mail: [convenios\\_rrii@uagrm.edu.bo](mailto:convenios_rrii@uagrm.edu.bo)

Casilla de Correo N° 702  
Santa Cruz de la Sierra - Bolivia

La firma de un convenio con distintas instituciones locales, nacionales e internacionales, a través de los objetivos y compromisos de las partes intervinientes, hace que la formación de la educación superior de la UAGRM, se formen profesionales a nivel pregrado y postgrado, se beneficien con Programas de Cooperación Académica, Científica, Investigación, Innovación, Tecnológica y Cultural, sea la mejor institución con calidad, excelencia y éxito para el desarrollo de la comunidad de Santa Cruz de la Sierra - Bolivia...

7



#### 第12条:本協定の有効性

本協定は5年間有効であり、当事者への通知後、UAGRMの大学評議会の決定により本協定が承認された日より5年間有効であり、本協定で合意した活動を開始することができる。

本協定は、満了予定日の少なくとも6か月前までに、当事者の書面による連絡により、同期間更新することができる。

この場合、進行中のすべての活動は、合意されたとおりに終了することができる。

#### 第13条:変更及び修正

本協定の条項のいかなる変更、修正、または追加は、本協定の不可欠かつ不可分な部分を構成する補遺を通じて行われ、本協定の実質が得今日を受けない限り、署名当事者の1人の書面による事前養成とその法定代理人による正式な署名が行われる。

#### 第14条:紛争

両当事者は、本協定およびその履行、清算、解釈に関するすべての紛争または相違を直接かつ友好的に解決するためにあらゆる手段を尽くすことを約束し、誠意と公道の原則の規則に従い、本協定の締結を奨励する相互協力の精神に留意して、調和的とした解決を達成するために最善の努力を提供することを約束する。

#### 第15条:同意

第1条の当事者は、本協定の範囲、内容および法的効力を十分に理解した上で、ガブリエル・レネ・モレノ自治大学を代表して総長権限によりDr. Reinerio Vargas Banegas副学長が学長代行として、また、他方で長崎大学を代表して学長権限により河野茂は、本戦略的協力協定の条件に絶対的に同意し、その忠実かつ厳格な遵守を約束し、英語、スペイン語および日本語で、同一の内容、同一の有効期限、同一の法的効果を持つものとしてある学術交流協力に署名する。

2023年4月11日、サンタクルス・デ・ラ・シエラにおいて署名された。

Edif. Central Rectorado Administrativo  
Campus Universitario UV, 13 Dto. Anilla, Av. 26 de Febrero  
Celular (519-3) 72189349 E-mail: [carreras.univ@uagrm.edu.bo](mailto:carreras.univ@uagrm.edu.bo)

Calleja de Correa N° 702  
Santa Cruz de la Sierra - Bolivia

La firma de un convenio con distintas instituciones locales, nacionales e internacionales, a través de los objetivos y compromisos de las partes intervinientes, hace que la formación de la educación superior de la UAGRM, se conviertan profesionales a nivel pregrado y postgrado, se beneficien con Programas de Cooperación Académica, Científica, Investigación, Innovación, Tecnológica y Cultural, sea la mejor institución con calidad, excelencia y éxitos para el desarrollo de la comunidad de Santa Cruz de la Sierra - Bolivia.



UAGRM

長崎大学

Dr. Reinerid Vargas Banegas  
学長代行 副学長  
ガブリエル・レネ・モレノ自治大学

河野 茂  
学長  
長崎大学

Approved for legal format of Art. 6 of the Internal Regulation for the Subscription of Agreements, by the R.R. N° 473 - 2011, on the ninth day of December of the year two thousand and eleven.

From the Department of National and International Public Relations - Rectorate - Vice Rectorate - U.A.G.R.M.

Edif. Central Rectorado Administrativo  
Campus Universitario UV. 13 2do. Anillo, Av. 26 de febrero  
Celular (519-3) 72189349 E-mail: [convenios\\_rrii@uagrm.edu.bo](mailto:convenios_rrii@uagrm.edu.bo)

Casilla de Correo N° 702  
Santa Cruz de la Sierra - Bolivia

La firma de un convenio con distintas instituciones locales, nacionales e internacionales, a través de los objetivos y compromisos de las partes intervinientes, hace que la formación de la educación superior de la UAGRM, se formen profesionales a nivel pregrado y postgrado, se beneficien con Programas de Cooperación Académica, Científica, Investigación, Innovación, Tecnológica y Cultural, sea la mejor institución con calidad, excelencia y éxito para el desarrollo de la comunidad de Santa Cruz de la Sierra - Bolivia...